

令 和 8 年

# 第 1 回 広 陵 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 8 年 2 月 6 日

## 北葛城郡広陵町



付 議 事 件

- 議案第 1 号 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて [ 1 頁 ]
- 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて [ 5 頁 ]
- 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて [ 9 頁 ]
- 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて [ 13 頁 ]
- 議案第 5 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正することについて [ 23 頁 ]
- 議案第 6 号 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて [ 27 頁 ]
- 議案第 7 号 令和 7 年度広陵町一般会計補正予算 ( 第 12 号 ) [ 35 頁 ]
- 議案第 8 号 馬見川調整池整備工事 ( 5 工区 ) に係る請負契約の変更について [ 73 頁 ]
- 議案第 9 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書に係る古寺区との変更協定について [ 75 頁 ]
- 議案第 10 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書に係る中区との変更協定について [ 81 頁 ]

議案第 1 1 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る広瀬区との変更  
協定について [ 8 7 頁 ]

議案第 1 2 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る百済区との変更  
協定について [ 9 3 頁 ]

議案 第 1 号

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例

の一部を改正することについて

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之



広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。



議案 第 2 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費  
に関する条例の一部を改正することについて

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
(昭和 31 年 10 月 広陵町条例第 29 号) の一部を別紙のと  
おり改正する。

令和 8 年 2 月 6 日提出

広陵町長 吉村 裕之



特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。



議 案 第 3 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件  
に関する条例の一部を改正することについて

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
(昭和36年10月広陵町条例第21号)の一部を別紙のと  
おり改正する。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之



教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年10月広陵町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。



議 案 第 4 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
することについて

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町  
条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之



# 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第14条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				

	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この項、次項及び第4項」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町長が規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の1

26.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第8条の2、第14条及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後の条例第15条及び第16条の規定は同年12月1日から適用する。

##### (給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案 第 5 号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の  
一部を改正することについて

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月  
月広陵町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之



## 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000 円
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後の条例第8条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 6 号

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正することについて

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(令和元年9月広陵町条例第6号)の一部を別紙のとおり改  
正する。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之



広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
	号給	給料月額
1	円 1 9 5, 8 0 0	円 2 4 2, 0 0 0
2	1 9 6, 9 0 0	2 4 3, 3 0 0
3	1 9 8, 1 0 0	2 4 4, 7 0 0
4	1 9 9, 2 0 0	2 4 6, 1 0 0
5	2 0 0, 3 0 0	2 4 7, 5 0 0
6	2 0 2, 0 0 0	2 4 8, 9 0 0
7	2 0 3, 6 0 0	2 5 0, 3 0 0
8	2 0 5, 2 0 0	2 5 1, 7 0 0
9	2 0 6, 7 0 0	2 5 3, 1 0 0
10	2 0 8, 4 0 0	2 5 4, 3 0 0
11	2 1 0, 0 0 0	2 5 5, 6 0 0
12	2 1 1, 6 0 0	2 5 6, 9 0 0
13	2 1 3, 1 0 0	2 5 8, 1 0 0
14	2 1 4, 8 0 0	2 5 9, 3 0 0
15	2 1 6, 5 0 0	2 6 0, 5 0 0
16	2 1 8, 2 0 0	2 6 1, 7 0 0

1 7	2 1 9 , 4 0 0	2 6 2 , 8 0 0
1 8	2 2 1 , 0 0 0	2 6 3 , 9 0 0
1 9	2 2 2 , 6 0 0	2 6 5 , 0 0 0
2 0	2 2 4 , 1 0 0	2 6 6 , 1 0 0
2 1	2 2 5 , 6 0 0	2 6 7 , 0 0 0
2 2	2 2 7 , 2 0 0	2 6 8 , 0 0 0
2 3	2 2 8 , 8 0 0	2 6 9 , 0 0 0
2 4	2 3 0 , 4 0 0	2 7 0 , 0 0 0
2 5	2 3 2 , 0 0 0	2 7 1 , 0 0 0
2 6	2 3 3 , 7 0 0	2 7 1 , 9 0 0
2 7	2 3 5 , 0 0 0	2 7 2 , 7 0 0
2 8	2 3 6 , 3 0 0	2 7 3 , 6 0 0
2 9	2 3 7 , 6 0 0	2 7 4 , 4 0 0
3 0	2 3 8 , 7 0 0	2 7 5 , 2 0 0
3 1	2 3 9 , 8 0 0	2 7 6 , 0 0 0
3 2	2 4 0 , 9 0 0	2 7 6 , 7 0 0
3 3	2 4 2 , 0 0 0	2 7 7 , 4 0 0
3 4	2 4 2 , 9 0 0	2 7 8 , 2 0 0
3 5	2 4 3 , 8 0 0	2 7 9 , 0 0 0
3 6	2 4 4 , 8 0 0	2 7 9 , 6 0 0
3 7	2 4 5 , 8 0 0	2 8 0 , 3 0 0
3 8	2 4 6 , 7 0 0	2 8 1 , 1 0 0
3 9	2 4 7 , 6 0 0	2 8 1 , 8 0 0
4 0	2 4 8 , 4 0 0	2 8 2 , 5 0 0
4 1	2 4 9 , 2 0 0	2 8 3 , 2 0 0
4 2	2 4 9 , 9 0 0	2 8 3 , 9 0 0
4 3	2 5 0 , 5 0 0	2 8 4 , 6 0 0

4 4	2 5 1 , 1 0 0	2 8 5 , 3 0 0
4 5	2 5 1 , 8 0 0	2 8 6 , 0 0 0
4 6	2 5 2 , 4 0 0	2 8 6 , 6 0 0
4 7	2 5 3 , 0 0 0	2 8 7 , 3 0 0
4 8	2 5 3 , 6 0 0	2 8 7 , 9 0 0
4 9	2 5 4 , 1 0 0	2 8 8 , 6 0 0
5 0	2 5 4 , 7 0 0	2 8 9 , 2 0 0
5 1	2 5 5 , 3 0 0	2 8 9 , 9 0 0
5 2	2 5 5 , 8 0 0	2 9 0 , 6 0 0
5 3	2 5 6 , 2 0 0	2 9 1 , 1 0 0
5 4	2 5 6 , 6 0 0	2 9 1 , 7 0 0
5 5	2 5 6 , 9 0 0	2 9 2 , 3 0 0
5 6	2 5 7 , 2 0 0	2 9 3 , 0 0 0
5 7	2 5 7 , 5 0 0	2 9 3 , 6 0 0
5 8	2 5 7 , 8 0 0	2 9 4 , 2 0 0
5 9	2 5 8 , 1 0 0	2 9 4 , 8 0 0
6 0	2 5 8 , 4 0 0	2 9 5 , 5 0 0
6 1	2 5 8 , 7 0 0	2 9 6 , 1 0 0
6 2	2 5 9 , 0 0 0	2 9 6 , 7 0 0
6 3	2 5 9 , 3 0 0	2 9 7 , 2 0 0
6 4	2 5 9 , 6 0 0	2 9 7 , 7 0 0
6 5	2 5 9 , 9 0 0	2 9 8 , 2 0 0
6 6	2 6 0 , 2 0 0	2 9 8 , 8 0 0
6 7	2 6 0 , 5 0 0	2 9 9 , 3 0 0
6 8	2 6 0 , 8 0 0	2 9 9 , 9 0 0
6 9	2 6 1 , 1 0 0	3 0 0 , 3 0 0
7 0	2 6 1 , 4 0 0	3 0 0 , 8 0 0

7 1	2 6 1 , 7 0 0	3 0 1 , 3 0 0
7 2	2 6 2 , 0 0 0	3 0 1 , 9 0 0
7 3	2 6 2 , 3 0 0	3 0 2 , 4 0 0
7 4	2 6 2 , 6 0 0	3 0 2 , 8 0 0
7 5	2 6 2 , 9 0 0	3 0 3 , 1 0 0
7 6	2 6 3 , 2 0 0	3 0 3 , 4 0 0
7 7	2 6 3 , 5 0 0	3 0 3 , 6 0 0
7 8	2 6 3 , 8 0 0	3 0 3 , 9 0 0
7 9	2 6 4 , 1 0 0	3 0 4 , 1 0 0
8 0	2 6 4 , 4 0 0	3 0 4 , 4 0 0
8 1	2 6 4 , 7 0 0	3 0 4 , 6 0 0
8 2	2 6 5 , 0 0 0	3 0 4 , 8 0 0
8 3	2 6 5 , 3 0 0	3 0 5 , 1 0 0
8 4	2 6 5 , 6 0 0	3 0 5 , 3 0 0
8 5	2 6 5 , 9 0 0	3 0 5 , 6 0 0
8 6	2 6 6 , 2 0 0	3 0 5 , 8 0 0
8 7	2 6 6 , 5 0 0	3 0 6 , 1 0 0
8 8	2 6 6 , 8 0 0	3 0 6 , 4 0 0
8 9	2 6 7 , 1 0 0	3 0 6 , 7 0 0
9 0	2 6 7 , 4 0 0	3 0 7 , 0 0 0
9 1	2 6 7 , 7 0 0	3 0 7 , 3 0 0
9 2	2 6 8 , 0 0 0	3 0 7 , 6 0 0
9 3	2 6 8 , 3 0 0	3 0 7 , 8 0 0
9 4		3 0 8 , 0 0 0
9 5		3 0 8 , 3 0 0
9 6		3 0 8 , 7 0 0
9 7		3 0 8 , 9 0 0

9 8		3 0 9 , 2 0 0
9 9		3 0 9 , 5 0 0
1 0 0		3 0 9 , 9 0 0
1 0 1		3 1 0 , 1 0 0
1 0 2		3 1 0 , 4 0 0
1 0 3		3 1 0 , 7 0 0
1 0 4		3 1 1 , 0 0 0
1 0 5		3 1 1 , 2 0 0
1 0 6		3 1 1 , 5 0 0
1 0 7		3 1 1 , 8 0 0
1 0 8		3 1 2 , 1 0 0
1 0 9		3 1 2 , 3 0 0
1 1 0		3 1 2 , 6 0 0
1 1 1		3 1 3 , 0 0 0
1 1 2		3 1 3 , 3 0 0
1 1 3		3 1 3 , 5 0 0
1 1 4		3 1 3 , 7 0 0
1 1 5		3 1 4 , 0 0 0
1 1 6		3 1 4 , 4 0 0
1 1 7		3 1 4 , 6 0 0
1 1 8		3 1 4 , 8 0 0
1 1 9		3 1 5 , 1 0 0
1 2 0		3 1 5 , 4 0 0
1 2 1		3 1 5 , 7 0 0
1 2 2		3 1 5 , 9 0 0
1 2 3		3 1 6 , 2 0 0
1 2 4		3 1 6 , 5 0 0

1 2 5	3 1 6, 8 0 0
-------	--------------

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第7号

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第12号）

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ105,239千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,107,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
18 繰入金	1 基金繰入金
20 町債	1 町債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,036,020	90,452	3,945,568
2,570,216	90,452	2,479,764
710,683	59,313	769,996
703,891	59,313	763,204
986,000	74,100	911,900
986,000	74,100	911,900
18,212,640	105,239	18,107,401

歲 出

款	項
1 議會費	1 議會費
2 總務費	1 總務管理費 2 徵稅費 3 戶籍住民基本台帳費 4 選舉費
3 民生費	1 社會福祉費 2 兒童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
5 農商工費	1 農業費 2 商工費
6 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 4 都市計画費
8 教育費	1 教育總務費 3 中學校費 4 幼稚園費 5 社會教育費 6 保健体育費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
124,582	1,004	123,578
124,582	1,004	123,578
3,426,346	45,132	3,471,478
2,895,395	37,930	2,933,325
311,951	5,620	317,571
138,213	395	138,608
66,142	1,187	67,329
6,722,026	3,162	6,718,864
3,228,337	9,225	3,219,112
3,493,689	6,063	3,499,752
1,490,862	17,326	1,508,188
588,410	15,048	603,458
902,452	2,278	904,730
651,512	8,458	659,970
166,010	1,870	167,880
485,502	6,588	492,090
1,973,805	176,152	1,797,653
97,750	117	97,633
1,315,550	164,458	1,151,092
224,896	11,577	213,319
1,994,873	4,163	1,999,036
694,916	9,671	704,587
129,313	265	129,578
475,998	8,967	467,031
419,751	2,035	417,716
44,063	5,229	49,292
18,212,640	105,239	18,107,401

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
放課後子ども育成教室運営補助事業	令和8年度	46,392

### 2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
箸尾準工業地区道路整備事業	令和8年度～ 令和9年度	500,000	令和8年度～ 令和10年度	664,458

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町道整備事業	570,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について利率 の見直しを行 った後において は、当該見 直し後の利率 )	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合は その債権者と の協定による 。ただし、財 政の都合によ り繰上償還又 は低利に借換 えするこ とができる。	496,100	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について利率 の見直しを行 った後において は、当該見 直し後の利率 )	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合は その債権者と の協定による 。ただし、財 政の都合によ り繰上償還又 は低利に借換 えするこ とができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
14 国庫支出金	4,036,020
18 繰入金	710,683
20 町債	986,000
歳入合計	18,212,640

( 単位 : 千円 )

補 正 額	計	備 考
90,452	3,945,568	
59,313	769,996	
74,100	911,900	
105,239	18,107,401	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 議会費	124,582	1,004
2 総務費	3,426,346	45,132
3 民生費	6,722,026	3,162
4 衛生費	1,490,862	17,326
5 農商工費	651,512	8,458
6 土木費	1,973,805	176,152
8 教育費	1,994,873	4,163
歳出合計	18,212,640	105,239

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
	特 定 財 源				
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
123,578				1,004	
3,471,478				45,132	
6,718,864				3,162	
1,508,188				17,326	
659,970				8,458	
1,797,653	90,452	74,100		11,600	
1,999,036				4,163	
18,107,401	90,452	74,100		59,313	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14	2	国庫支出金	4,036,020	90,452	3,945,568
		国庫補助金	2,570,216	90,452	2,479,764
		4 土木費国庫補助金	754,850	90,452	664,398

18		繰入金	710,683	59,313	769,996
	1	基金繰入金	703,891	59,313	763,204
		1 財政調整基金繰入金	349,419	59,313	408,732

20		町債	986,000	74,100	911,900
	1	町債	986,000	74,100	911,900
		4 土木債	770,400	74,100	696,300

節		説明
区分	金額	
2 道路橋りょう費交付金	90,452	箸尾準工業地区道路整備事業補助金

1 財政調整基金繰入金	59,313	財政調整基金繰入金

1 道路橋りょう債	74,100	町道整備事業債

## 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	124,582	1,004	123,578				1,004	
	1 議会費	124,582	1,004	123,578				1,004	
	1 議会費	124,582	1,004	123,578				1,004	

2	総務費	3,426,346	45,132	3,471,478				45,132
	1 総務管理費	2,895,395	37,930	2,933,325				37,930
	1 一般管理費	1,251,228	37,930	1,289,158				37,930
2	徴税費	311,951	5,620	317,571				5,620
	1 税務総務費	248,577	5,620	254,197				5,620

節		説明
区分	金額	
1 報酬	733	議員報酬・給与費 1,004
2 給料	346	・議員報酬 733
3 職員手当等	716	・一般職給 346
4 共済費	99	・地域手当 2
		・期末手当 462
		・勤勉手当 80
		・管理職手当 300
		・時間外勤務手当 36
		・共済組合負担金 99

2 給料	13,407	給与費 33,580
3 職員手当等	17,053	・一般職給 13,407
4 共済費	7,470	・扶養手当 408
		・地域手当 892
		・期末手当 1,939
		・勤勉手当 1,210
		・管理職手当 1,020
		・時間外勤務手当 1,403
		・通勤手当 75
		・宿日直手当 74
		・児童手当 1,075
		・退職手当 7,257
		・共済組合負担金 4,970
		給与費(会計年度任用職員) 4,350
		・退職手当 1,850
		・共済組合負担金 2,500
1 報酬	1,090	給与費 4,530
2 給料	2,741	・一般職給 2,741
3 職員手当等	1,213	・扶養手当 381
4 共済費	576	・地域手当 136
		・期末手当 538
		・勤勉手当 526
		・管理職手当 360
		・時間外勤務手当 108
		・通勤手当 66
		・児童手当 140
		・共済組合負担金 576
		給与費(会計年度任用職員) 1,090
		・会計年度任用職員報酬 1,090

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3	戸籍住民基 本台帳費	138,213	395	138,608				395	
		1 戸籍住民基 本台帳費	138,213	395	138,608			395	
4	選挙費	66,142	1,187	67,329				1,187	
	1 選挙管理委 員会費	7,229	1,187	8,416				1,187	

3	民生費	6,722,026	3,162	6,718,864				3,162
1	社会福祉費	3,228,337	9,225	3,219,112				9,225
	1 社会福祉総 務費	334,153	10,370	323,783				10,370

節		説明
区分	金額	
1 報酬	510	給与費 565 · 一般職給 260 · 扶養手当 157 · 地域手当 33 · 期末手当 131 · 勤勉手当 10 · 管理職手当 360 · 時間外勤務手当 348 · 通勤手当 55 · 住居手当 15 · 共済組合負担金 314 給与費(会計年度任用職員) 960 · 会計年度任用職員報酬 510 · 一般職給 450
2 納入金	190	
3 職員手当等	9	
4 共済費	314	
2 納入金	135	給与費 1,187 · 一般職給 135 · 地域手当 7 · 期末手当 39 · 勤勉手当 115 · 時間外勤務手当 620 · 通勤手当 3 · 共済組合負担金 268
3 職員手当等	784	
4 共済費	268	

1 報酬	6,500	給与費 21,290 · 一般職給 13,367 · 扶養手当 67 · 地域手当 669 · 期末手当 2,341 · 勤勉手当 1,815 · 管理職手当 105 · 時間外勤務手当 623 · 通勤手当 56 · 住居手当 352 · 児童手当 150 · 共済組合負担金 3,807 給与費(会計年度任用職員) 10,920 · 会計年度任用職員報酬 6,500 · 一般職給 2,800 · 地域手当 30 · 期末手当 500
2 納入金	10,567	
3 職員手当等	3,186	
4 共済費	3,237	
8 旅費	120	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源		国県支出金	地 方 債	そ の 他
				国 県 支 出 金	地 方 債			
4 国民年金費	5,177	964	6,141				964	
8 後期高齢者 医療費	519,651	181	519,832				181	
2 児童福祉費	3,493,689	6,063	3,499,752				6,063	
1 児童福祉総 務費	371,305	2,289	373,594				2,289	
3 保育所費	487,622	174	487,796				174	

節		説明
区分	金額	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤勉手当</li> <li>・共済組合負担金</li> <li>・費用弁償</li> </ul>
2 紙料	143	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費</li> <li>・一般職給</li> </ul>
3 職員手当等	672	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当</li> <li>・期末手当</li> <li>・勤勉手当</li> <li>・時間外勤務手当</li> <li>・通勤手当</li> <li>・住居手当</li> <li>・共済組合負担金</li> </ul>
4 共済費	149	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費</li> <li>・一般職給</li> </ul>
2 紙料	117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当</li> <li>・期末手当</li> <li>・勤勉手当</li> <li>・時間外勤務手当</li> <li>・共済組合負担金</li> </ul>
3 職員手当等	51	
4 共済費	13	
1 報酬	1,790	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費</li> <li>・一般職給</li> </ul>
2 紙料	125	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当</li> <li>・期末手当</li> <li>・勤勉手当</li> <li>・時間外勤務手当</li> <li>・通勤手当</li> <li>・住居手当</li> <li>・共済組合負担金</li> </ul>
3 職員手当等	312	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費 (会計年度任用職員)</li> <li>・会計年度任用職員報酬</li> <li>・勤勉手当</li> <li>・共済組合負担金</li> </ul>
4 共済費	62	
1 報酬	3,800	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費</li> <li>・一般職給</li> </ul>
2 紙料	2,363	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当</li> <li>・地域手当</li> <li>・期末手当</li> <li>・勤勉手当</li> <li>・時間外勤務手当</li> <li>・通勤手当</li> <li>・住居手当</li> <li>・児童手当</li> <li>・共済組合負担金</li> </ul>
3 職員手当等	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費 (会計年度任用職員)</li> <li>・会計年度任用職員報酬</li> </ul>
4 共済費	1,306	
8 旅費	30	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4 子ども園費	265,614	3,180	268,794				3,180	
6 子ども育成費	258,690	420	259,110				420	

4	衛生費	1,490,862	17,326	1,508,188			17,326
1	保健衛生費	588,410	15,048	603,458			15,048
1	保健衛生総務費	208,822	12,488	221,310			12,488
2	予防費	324,617	2,490	327,107			2,490

節		説明
区分	金額	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 190</li> <li>・期末手当 550</li> <li>・費用弁償 30</li> </ul>
1 報酬	600	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費 2,580</li> <li>・一般職給 1,005</li> </ul>
2 給料	1,005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当 270</li> <li>・地域手当 110</li> </ul>
3 職員手当等	1,006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 488</li> <li>・勤勉手当 138</li> <li>・管理職手当 300</li> <li>・時間外勤務手当 33</li> <li>・通勤手当 283</li> <li>・住居手当 655</li> <li>・児童手当 315</li> <li>・共済組合負担金 569</li> </ul>
4 共済費	569	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費(会計年度任用職員) 600</li> <li>・会計年度任用職員報酬 600</li> </ul>
3 職員手当等	420	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費(会計年度任用職員) 420</li> <li>・期末手当 220</li> <li>・勤勉手当 200</li> </ul>

1 報酬	700	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費 11,598</li> <li>・一般職給 5,299</li> </ul>
2 給料	5,299	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当 506</li> <li>・地域手当 315</li> </ul>
3 職員手当等	4,594	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 1,137</li> <li>・勤勉手当 797</li> <li>・管理職手当 360</li> <li>・時間外勤務手当 658</li> <li>・通勤手当 5</li> <li>・住居手当 336</li> <li>・児童手当 330</li> <li>・共済組合負担金 1,855</li> </ul>
4 共済費	1,895	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費(会計年度任用職員) 890</li> <li>・会計年度任用職員報酬 700</li> <li>・勤勉手当 150</li> <li>・共済組合負担金 40</li> </ul>
1 報酬	2,100	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与費(会計年度任用職員) 2,490</li> <li>・会計年度任用職員報酬 2,100</li> </ul>
3 職員手当等	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 300</li> <li>・共済組合負担金 30</li> </ul>
4 共済費	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用弁償 60</li> </ul>

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4 環境保全費	12,090	70	12,160				70	
2 清掃費	902,452	2,278	904,730				2,278	
1 清掃総務費	515,486	2,178	517,664				2,178	
2 塵芥処理費	337,589	100	337,689				100	

5	農商工費	651,512	8,458	659,970				8,458
1	農業費	166,010	1,870	167,880				1,870
1	農業委員会費	21,161	816	21,977				816
2	農業総務費	44,043	618	44,661				618
3	農地費	48,784	436	49,220				436

節		説明
区分	金額	
8 旅費	60	
1 報酬	70	給与費(会計年度任用職員) ・会計年度任用職員報酬
1 報酬	110	給与費 ・一般職給
2 給料	509	・地域手当
3 職員手当等	146	・期末手当
4 共済費	30	・勤勉手当
18 負担金、補助 及び交付金	1,443	・管理職手当 ・時間外勤務手当 ・共済組合負担金 給与費(会計年度任用職員) ・会計年度任用職員報酬 ・期末手当 ・勤勉手当 一般経費(リーセンター) ・環境整備費補助金
3 職員手当等	100	給与費(会計年度任用職員) ・期末手当 ・勤勉手当

2 給料	191	給与費 ・一般職給
3 職員手当等	467	・扶養手当
4 共済費	158	・地域手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・住居手当 ・共済組合負担金
2 給料	387	給与費 ・一般職給
3 職員手当等	186	・地域手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・時間外勤務手当
4 共済費	45	・共済組合負担金
2 給料	129	給与費 ・一般職給
3 職員手当等	168	・地域手当

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 商工費	商工費	485,502	6,588	492,090			6,588
	1 商工振興費	469,108	6,588	475,696			6,588

6		土木費	1,973,805	176,152	1,797,653	90,452	74,100		11,600
1	土木管理費	97,750	117	97,633					117
	1 土木総務費	97,750	117	97,633					117
2	道路橋りょう費	1,315,550	164,458	1,151,092	90,452	74,100			94
	2 道路橋りょう新設改良費	1,032,150	164,458	867,692	90,452	74,100			94

節		説明
区分	金額	
4 共済費	139	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 40</li> <li>・勤勉手当 35</li> <li>・時間外勤務手当 86</li> <li>・共済組合負担金 139</li> </ul>
1 報酬	3,600	給与費 11,038
2 給料	5,152	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 5,152</li> <li>・地域手当 641</li> <li>・期末手当 1,765</li> <li>・勤勉手当 1,563</li> <li>・管理職手当 720</li> </ul>
3 職員手当等	4,249	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務手当 76</li> <li>・通勤手当 34</li> <li>・共済組合負担金 1,087</li> </ul>
4 共済費	787	給与費(会計年度任用職員) 4,450
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員報酬 3,600</li> <li>・期末手当 350</li> <li>・勤勉手当 200</li> <li>・共済組合負担金 300</li> </ul>

1 報酬	2,200	給与費 3,957
2 給料	1,327	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 2,227</li> <li>・扶養手当 189</li> <li>・地域手当 108</li> </ul>
3 職員手当等	247	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 417</li> <li>・勤勉手当 344</li> <li>・管理職手当 390</li> <li>・時間外勤務手当 62</li> <li>・通勤手当 109</li> <li>・児童手当 270</li> <li>・共済組合負担金 883</li> </ul>
4 共済費	743	給与費(会計年度任用職員) 3,840
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員報酬 2,200</li> <li>・一般職給 900</li> <li>・勤勉手当 600</li> <li>・共済組合負担金 140</li> </ul>
14 工事請負費	164,458	箸尾準工業地区道路整備事業 164,458
		・町道整備工事 164,458

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4	都市計画費	224,896	11,577	213,319				11,577	
	1 都市計画総務費	50,097	11,577	38,520				11,577	

8		教育費	1,994,873	4,163	1,999,036			4,163
1	教育総務費	694,916	9,671	704,587				9,671
	2 事務局費	426,258	9,671	435,929				9,671
3	中学校費	129,313	265	129,578				265
	1 学校管理費	103,884	265	104,149				265
4	幼稚園費	475,998	8,967	467,031				8,967
	1 幼稚園管理費	475,998	8,967	467,031				8,967

節		説明
区分	金額	
2 紙料	6,976	給与費 ・一般職給 11,577 ・扶養手当 6,976 ・地域手当 318 ・期末手当 339 ・勤勉手当 1,094 ・管理職手当 849 ・時間外勤務手当 135 ・通勤手当 38 ・住居手当 200 ・児童手当 165 ・共済組合負担金 165 2,594
3 職員手当等	2,007	
4 共済費	2,594	

1 報酬	1,800	給与費 ・一般職給 11,771 ・地域手当 6,399 ・期末手当 361 ・勤勉手当 1,466 ・管理職手当 1,054 ・時間外勤務手当 780 ・通勤手当 246 ・住居手当 124 ・児童手当 300 ・共済組合負担金 380 給与費(会計年度任用職員) ・会計年度任用職員報酬 1,261 ・共済組合負担金 2,100
2 紙料	6,399	
3 職員手当等	4,111	
4 共済費	961	
2 紙料	129	給与費 ・一般職給 265 ・地域手当 129 ・期末手当 7 ・勤勉手当 40 ・時間外勤務手当 35 ・共済組合負担金 26 28
3 職員手当等	108	
4 共済費	28	
1 報酬	1,700	給与費 ・一般職給 5,167 ・扶養手当 3,147 ・地域手当 276 145
2 紙料	3,147	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5 社会教育費								
	1 社会教育総務費	35,752	4,248	31,504			4,248	
	2 図書館費	107,714	9,737	117,451			9,737	
	3 公民館費	167,199	7,896	159,303			7,896	
	4 文化財保護費	109,086	372	109,458			372	

8 教育費 4 幼稚園費 1 幼稚園管理費  
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	3,751	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 469</li> <li>・勤勉手当 620</li> <li>・管理職手当 600</li> <li>・時間外勤務手当 9</li> <li>・通勤手当 294</li> <li>・住居手当 42</li> <li>・児童手当 150</li> <li>・共済組合負担金 369</li> </ul> <p>給与費(会計年度任用職員) 3,800</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員報酬 1,700</li> <li>・期末手当 950</li> <li>・勤勉手当 1,150</li> </ul>
4 共済費	369	
2 給料	2,689	<p>給与費 4,248</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 2,689</li> </ul>
3 職員手当等	540	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当 217</li> <li>・地域手当 141</li> </ul>
4 共済費	1,019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 296</li> <li>・勤勉手当 439</li> <li>・管理職手当 360</li> <li>・時間外勤務手当 336</li> <li>・通勤手当 25</li> <li>・住居手当 280</li> <li>・児童手当 510</li> <li>・共済組合負担金 1,019</li> </ul>
2 給料	5,552	<p>給与費 9,737</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 5,552</li> </ul>
3 職員手当等	2,386	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当 280</li> <li>・期末手当 1,158</li> </ul>
4 共済費	1,799	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤勉手当 980</li> <li>・管理職手当 60</li> <li>・時間外勤務手当 92</li> <li>・共済組合負担金 1,799</li> </ul>
2 給料	4,716	<p>給与費 7,896</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 4,716</li> </ul>
3 職員手当等	1,756	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当 552</li> <li>・地域手当 226</li> </ul>
4 共済費	1,424	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当 916</li> <li>・勤勉手当 862</li> <li>・管理職手当 360</li> <li>・通勤手当 184</li> <li>・児童手当 240</li> <li>・共済組合負担金 1,424</li> </ul>
2 給料	265	<p>給与費 372</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給 265</li> </ul>
3 職員手当等	103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当 14</li> </ul>

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	44,063	5,229	49,292				5,229
	1 保健体育総務費	44,063	5,229	49,292			5,229

節		説明
区分	金額	
4 共済費	4	・期末手当 81 ・勤勉手当 71 ・時間外勤務手当 63 ・共済組合負担金 4
2 給料	3,237	給与費 5,229 ・一般職給 3,237
3 職員手当等	1,264	・扶養手当 36 ・地域手当 160 ・期末手当 582 ・勤勉手当 491 ・時間外勤務手当 136 ・通勤手当 15 ・住居手当 84 ・共済組合負担金 728
4 共済費	728	

給与明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	その他	計			
補正後	長等	3	25,599	9,490	9,772	44,861	5,148	50,009	
	議員	14	49,379		19,618		68,997	13,106	82,103
	その他	1,068	42,565			2,990	45,555		45,555
	計	1,085	91,944	25,599	29,108	12,762	159,413	18,254	177,667
補正前	長等	3	25,599	9,490	9,118	44,207	4,638	48,845	
	議員	14	50,112		20,171		70,283	13,106	83,389
	その他	1,068	42,565			2,990	45,555		45,555
	計	1,085	92,677	25,599	29,661	12,108	160,045	17,744	177,789
比較	長等					654	654	510	1,164
	議員		△ 733		△ 553		△ 1,286		△ 1,286
	その他								
	計		△ 733		△ 553	654	△ 632	510	△ 122

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	468	328,350	904,516	725,751	1,958,617	342,315	2,300,932	
補正前	466	315,980	890,843	698,340	1,905,163	338,081	2,243,244	
比較	2	12,370	13,673	27,411	53,454	4,234	57,688	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	20,038	48,672	262,421	211,844	31,590
	補正前	18,287	47,438	258,087	209,705	30,480
	比較	1,751	1,234	4,334	2,139	1,110
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	30,533	13,260	44	107,349	
	補正前	26,796	13,429	44	94,074	
	比較	3,737	△ 169		13,275	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	235		833,656	583,043	1,416,699	256,978	1,673,677	
補正前	236		824,323	558,192	1,382,515	255,544	1,638,059	
比較	△ 1		9,333	24,851	34,184	1,434	35,618	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	20,038	45,313	192,081	152,758	31,590
	補正前	18,287	44,109	188,117	150,929	30,480
	比較	1,751	1,204	3,964	1,829	1,110
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	29,201	12,101	44	99,917	
	補正前	25,464	12,270	44	88,492	
	比較	3,737	△ 169		11,425	

## イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	233	328,350	70,860	142,708	541,918	85,337	627,255	
補正前	230	315,980	66,520	140,148	522,648	82,537	605,185	
比較	3	12,370	4,340	2,560	19,270	2,800	22,070	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後		3,359	70,340	59,086	
	補正前		3,329	69,970	58,776	
	比較		30	370	310	
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	1,332	1,159		7,432	
	補正前	1,332	1,159		5,582	
	比較				1,850	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
報酬	12,370	制度改革に伴う増減分	17,971	会計年度任用職員 17,971千円	給与改定分
		その他の増減分	△ 5,601	会計年度任用職員 職員退職による減 △1,915千円 異動、人事配置見直しに等による減 △3,686千円	
給料	13,673	制度改革に伴う増減分	31,248	会計年度任用職員以外の職員 28,003千円 会計年度任用職員 3,245千円	給与改定分
		その他の増減分	△ 17,575	会計年度任用職員以外の職員 職員退職による減 △18,437千円 異動等による減 △233千円 会計年度任用職員 異動、人事配置見直し等による増 1,095千円	
職員手当	27,411	制度改革に伴う増減分	30,231	会計年度任用職員以外の職員 地域手当 1,455千円 期末手当 0.025月分 8,153千円 勤勉手当 0.025月分 6,840千円 時間外勤務手当 920千円 通勤手当 104千円 宿日直手当 74千円 退職手当 2,317千円 会計年度任用職員 地域手当 163千円 期末手当 0.025月分 5,312千円 勤勉手当 0.025月分 4,593千円 時間外勤務手当 21千円 通勤手当 10千円 退職手当 269千円	給与改定分
		その他の増減分	△ 2,820	会計年度任用職員以外の職員 職員退職による減 △11,796千円 異動等による増 16,784千円 会計年度任用職員 職員退職による減 △1,098千円 異動、人事配置見直し等による減 △6,710千円	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員一人当たり給与

区分	平均給料月額(円)	一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和8年1月1日現在	平均給与月額(円)	315,243	235,900	—
	平均年齢(歳)	41	62	—
	平均年齢(歳)	41	62	—
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	310,527	227,500	—
	平均給与月額(円)	367,657	240,875	—
	平均年齢(歳)	41	62	—

## イ 初任給

(円)

区分		一般事務・技術職	国の制度	
			一般職	
高校卒	補正後	200,300		200,300
	補正前	188,000		188,000
短卒	補正後	216,500		216,500
	補正前	204,400		204,400
大学卒	補正後	232,000		232,000
	補正前	220,000		220,000

## ウ 級別職員数

区分		一般事務・技術職								
		級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)	6	32	22	42	56	41	34	233	
	構成比(%)	2.6	13.7	9.5	18.0	24.0	17.6	14.6	100	
令和7年1月1日現在	職員数(人)	6	31	23	43	58	41	32	234	
	構成比(%)	2.6	13.2	9.8	18.4	24.8	17.5	13.7	100	
区分		技能労務職								
		級	4級	3級	2級	1級				合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)				1					1
	構成比(%)			100						100
令和7年1月1日現在	職員数(人)				1					1
	構成比(%)			100						100
区分		特定任期付職員								
		級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)									
	構成比(%)									
令和7年1月1日現在	職員数(人)									
	構成比(%)									

## (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区分	一般事務・技術職
7級	理事及び部長の職務
6級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

## (一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区分	一般事務・技術職
7級	理事及び部長に相当する職務
6級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3級	相当困難な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

## (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区分	技能労務職
4級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3級	困難な業務を行う業務員の職務
2級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1級	単純な業務を行う業務員の職務

## (技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区分	技能労務職
4級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3級	困難な業務を行う業務員の職務
2級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1級	単純な業務を行う業務員の職務

## (特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区分	特定任期付職員
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

## エ 昇給

区分	合計	代表的な職種	
		一般職	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	235	234
	昇給に係る職員数 (B) (人)	168	168
	号給数別内訳	1号給 (人)	6
		2号給 (人)	5
		3号給 (人)	10
		4号給 (人)	141
		5号給以上 (人)	6
	比率 (B) / (A) (%)	71.5	71.8
補正前	職員数 (A) (人)	236	235
	昇給に係る職員数 (B) (人)	176	176
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	8
		4号給 (人)	168
		5号給以上 (人)	
	比率 (B) / (A) (%)	74.6	74.9

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.35	4.65	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度(支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区分		全職員			
支給対象地域		町内全域	東京都の特別区の区域	大阪市全域	奈良市全域
支給率(%)		5	20	16	9
支給対象職員数(人)		232	1	1	1
国の指定基準に基づく支給率(%)		5	20	16	9

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.003	0.002	—
支給対象職員の比率(%) (令和8年1月1日現在)	5.532	5.532	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第8号

馬見川調整池整備工事（5工区）に係る請負契約  
の変更について

令和7年10月10日議決の馬見川調整池整備工事（5工区）に係る請負契約について、次のとおり請負契約の一部を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月6日提出

広陵町長 吉村 裕之

請負契約の名称	変更前	変更後
馬見川調整池整備工事（5工区）	（契約期間） 令和7年10月10日から令和8年2月27日まで	（契約期間） 令和7年10月10日から令和8年3月31日まで



議案第9号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る古寺区との変更協定  
について

令和4年1月26日付で締結（同年2月22日議決）し、  
令和6年11月11日に一部変更（同年12月6日議決）し  
た広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に  
する協定書について、別紙のとおり令和8年1月16日付  
で変更協定を締結したので、議会の議決を求める。

令和8年2月6日提出

広陵町長　吉　村　裕　之

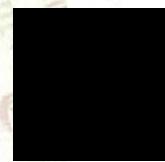
記

変更協定の相手方

古寺区

同代表者　古寺区長　堀榮　健恭





## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継 施設活用等に関する協定書の変更協定書

(令和4年1月26日締結の「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」及び令和6年11月11日締結の「協定事項の変更に関する合意書」の見直し)

## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の変更協定書

大字古寺区（代表者 古寺区長 堀榮 健恭 以下「甲」という。）と、広陵町（代表者 広陵町長 吉村 裕之 以下「乙」という。）は、令和4年1月26日付けで締結し、令和6年11月11日付け「協定事項の変更に関する合意書」により一部変更した「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、現リーセンターを令和11年度末までに解体工事に着手する乙の方針を踏まえ、下記のとおり変更する。

### 記

#### （目的）

第1条 本協定は、現リーセンター（以下「現施設」という。）の解体工事が令和11年度末までに着手されることを踏まえ、現施設の中継施設としての活用内容、環境整備及び環境整備費の取扱い等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （現施設の活用期間）

第2条 現施設のまほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電ごみ、リサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）及び有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）につき、また乙が乙の資源ごみ（紙類、布類）及び一般家庭等からの持込ごみにつき、それぞれ積み替えるための中継施設としての活用期間は、本施設南側に整備する新たなごみ中継施設の供用開始前日をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の新たなごみ中継施設の供用開始及び現施設の解体工事について令和11年度末までに着手するものとする。

#### （現施設に搬入されるごみの取扱い）

第3条 現施設に搬入し積替えを行うごみの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 広陵町及び安堵町の不燃ごみ
- (2) 広陵町及び安堵町の粗大ごみ
- (3) 広陵町及び安堵町の小型家電ごみ
- (4) 広陵町及び安堵町のリサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）
- (5) 広陵町及び安堵町の有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）
- (6) 広陵町の資源ごみ（紙類、布類）
- (7) 広陵町の一般家庭等からの持込ごみ

2 前項に掲げるもの以外のごみについて、現施設への搬入の必要が生じた場合は、乙は甲に遅滞なくその旨を報告するものとする。

(環境整備)

第4条 乙は、平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」(以下「平成17年協定」という。) 第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 乙は前項の未了事業について、甲が内容の変更又は別事業への振替を希望する場合は、甲乙協議の上、合意を形成し実施するものとする。

(環境整備費の支払)

第5条 乙が地元及び周辺大字に対して支払う環境整備費については、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設が供用開始された結果、現施設へのごみ搬入量が減少することを考慮し、令和7年10月1日から現施設の解体が終了する日までの間、原協定書に基づき令和6年度に支払われていた環境整備費の額に100分の30を乗じて算定して得た額とする。

(安全の確保)

第6条 乙は、現施設の運営にあたり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により公害監視委員会として設置し、令和4年に名称変更したごみ対策委員会は現施設の活用が終了する日まで継続するものとする。

(跡地の利活用)

第7条 乙は、現施設の解体後の跡地利活用について、平成17年協定第9条第2項に定める広陵町ごみ処理町民会議から令和6年3月21日に提言を受けたことに伴い、令和9年3月20日までに決定するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化及び資源化に努めるものとする。

(原協定書の廃止)

第9条 甲及び乙は、本協定書の成立をもって、原協定書を廃止することに合意するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(議会の議決)

第11条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決があった日から効力を生ずる。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年1月16日

甲

古寺区

代表者 古寺区長

坂井、健泰

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

吉村裕之

西野山  
印

立会人 広陵町議会議長

元福

議会  
印

議案第10号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る中区との変更協定  
について

令和4年1月26日付で締結（同年2月22日議決）し、  
令和6年11月11日に一部変更（同年12月6日議決）し  
た広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に  
する協定書について、別紙のとおり令和8年1月16日付  
で変更協定を締結したので、議会の議決を求める。

令和8年2月6日提出

広陵町長　吉　村　裕　之

記

変更協定の相手方

[REDACTED]

中区

同代表者　中区長　松井　栄治





## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継 施設活用等に関する協定書の変更協定書

(令和4年1月26日締結の「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」及び令和6年11月11日締結の「協定事項の変更に関する合意書」の見直し)

## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の変更協定書

大字中区（代表者 中区長 松井 栄治 以下「甲」という。）と、広陵町（代表者 広陵町長 吉村 裕之 以下「乙」という。）は、令和4年1月26日付けで締結し、令和6年11月11日付け「協定事項の変更に関する合意書」により一部変更した「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、現リーセンターを令和11年度末までに解体工事に着手する乙の方針を踏まえ、下記のとおり変更する。

### 記

#### （目的）

第1条 本協定は、現リーセンター（以下「現施設」という。）の解体工事が令和11年度末までに着手されることを踏まえ、現施設の中継施設としての活用内容、環境整備及び環境整備費の取扱い等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （現施設の活用期間）

第2条 現施設のまろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電ごみ、リサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）及び有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）につき、また乙が乙の資源ごみ（紙類、布類）及び一般家庭等からの持込ごみにつき、それぞれ積み替えるための中継施設としての活用期間は、本施設南側に整備する新たなごみ中継施設の供用開始前日をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の新たなごみ中継施設の供用開始及び現施設の解体工事について令和11年度末までに着手するものとする。

#### （現施設に搬入されるごみの取扱い）

第3条 現施設に搬入し積替えを行うごみの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 広陵町及び安堵町の不燃ごみ
- (2) 広陵町及び安堵町の粗大ごみ
- (3) 広陵町及び安堵町の小型家電ごみ
- (4) 広陵町及び安堵町のリサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）
- (5) 広陵町及び安堵町の有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）
- (6) 広陵町の資源ごみ（紙類、布類）
- (7) 広陵町の一般家庭等からの持込ごみ

2 前項に掲げるもの以外のごみについて、現施設への搬入の必要が生じた場合は、乙は甲に遅滞なくその旨を報告するものとする。

(環境整備)

第4条 乙は、平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」(以下「平成17年協定」という。)第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 乙は前項の未了事業について、甲が内容の変更又は別事業への振替を希望する場合は、甲乙協議の上、合意を形成し実施するものとする。

(環境整備費の支払)

第5条 乙が地元及び周辺大字に対して支払う環境整備費については、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設が供用開始された結果、現施設へのごみ搬入量が減少することを考慮し、令和7年10月1日から現施設の解体が終了する日までの間、原協定書に基づき令和6年度に支払われていた環境整備費の額に100分の30を乗じて算定して得た額とする。

(安全の確保)

第6条 乙は、現施設の運営にあたり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により公害監視委員会として設置し、令和4年に名称変更したごみ対策委員会は現施設の活用が終了する日まで継続するものとする。

(跡地の利活用)

第7条 乙は、現施設の解体後の跡地利活用について、平成17年協定第9条第2項に定める広陵町ごみ処理町民会議から令和6年3月21日に提言を受けたことに伴い、令和9年3月20日までに決定するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化及び資源化に努めるものとする。

(原協定書の廃止)

第9条 甲及び乙は、本協定書の成立をもって、原協定書を廃止することに合意するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(議会の議決)

第11条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決があった日から効力を生ずる。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年1月16日

甲

中区

代表者 中区長

松井栄治

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

吉村裕之

印

立会人 広陵町議会議長

岩祐一

印

議案第11号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る広瀬区との変更協定  
について

令和4年1月26日付で締結（同年2月22日議決）し、  
令和6年11月11日に一部変更（同年12月6日議決）し  
た広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に  
する協定書について、別紙のとおり令和8年1月16日付  
で変更協定を締結したので、議会の議決を求める。

令和8年2月6日提出

広陵町長　吉　村　裕　之

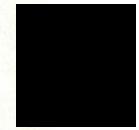
記

変更協定の相手方

広瀬区

同代表者　広瀬区長　杉本　雅照





## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継 施設活用等に関する協定書の変更協定書

(令和4年1月26日締結の「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」及び令和6年11月11日締結の「協定事項の変更に関する合意書」の見直し)

## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の変更協定書

大字広瀬区（代表者 広瀬区長 杉本 雅照 以下「甲」という。）と、広陵町（代表者 広陵町長 吉村 裕之 以下「乙」という。）は、令和4年1月26日付けで締結し、令和6年11月11日付け「協定事項の変更に関する合意書」により一部変更した「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、現リーセンターを令和11年度末までに解体工事に着手する乙の方針を踏まえ、下記のとおり変更する。

### 記

#### （目的）

第1条 本協定は、現リーセンター（以下「現施設」という。）の解体工事が令和11年度末までに着手されることを踏まえ、現施設の中継施設としての活用内容、環境整備及び環境整備費の取扱い等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （現施設の活用期間）

第2条 現施設のまほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電ごみ、リサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）及び有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）につき、また乙が乙の資源ごみ（紙類、布類）及び一般家庭等からの持込ごみにつき、それぞれ積み替えるための中継施設としての活用期間は、本施設南側に整備する新たなごみ中継施設の供用開始前日をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の新たなごみ中継施設の供用開始及び現施設の解体工事について令和11年度末までに着手するものとする。

#### （現施設に搬入されるごみの取扱い）

第3条 現施設に搬入し積替えを行うごみの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 広陵町及び安堵町の不燃ごみ
- (2) 広陵町及び安堵町の粗大ごみ
- (3) 広陵町及び安堵町の小型家電ごみ
- (4) 広陵町及び安堵町のリサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）
- (5) 広陵町及び安堵町の有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）
- (6) 広陵町の資源ごみ（紙類、布類）
- (7) 広陵町の一般家庭等からの持込ごみ

2 前項に掲げるもの以外のごみについて、現施設への搬入の必要が生じた場合は、乙は甲に遅滞なくその旨を報告するものとする。

(環境整備)

第4条 乙は、平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」(以下「平成17年協定」という。) 第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 乙は前項の未了事業について、甲が内容の変更又は別事業への振替を希望する場合は、甲乙協議の上、合意を形成し実施するものとする。

(環境整備費の支払)

第5条 乙が地元及び周辺大字に対して支払う環境整備費については、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設が供用開始された結果、現施設へのごみ搬入量が減少することを考慮し、令和7年10月1日から現施設の解体が終了する日までの間、原協定書に基づき令和6年度に支払われていた環境整備費の額に100分の30を乗じて算定して得た額とする。

(安全の確保)

第6条 乙は、現施設の運営にあたり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により公害監視委員会として設置し、令和4年に名称変更したごみ対策委員会は現施設の活用が終了する日まで継続するものとする。

(跡地の利活用)

第7条 乙は、現施設の解体後の跡地利活用について、平成17年協定第9条第2項に定める広陵町ごみ処理町民会議から令和6年3月21日に提言を受けたことに伴い、令和9年3月20日までに決定するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化及び資源化に努めるものとする。

(原協定書の廃止)

第9条 甲及び乙は、本協定書の成立をもって、原協定書を廃止することに合意するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(議会の議決)

第11条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決があった日から効力を生ずる。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年1月16日

甲

広瀬区

代表者 広瀬区長

杉本雅照



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

吉村裕之



立会人 広陵町議会議長

岩祐一



議案第12号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定書に係る百済区との変更協定  
について

令和4年1月26日付で締結（同年2月22日議決）し、  
令和6年11月11日に一部変更（同年12月6日議決）し  
た広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に  
する協定書について、別紙のとおり令和8年1月16日付  
で変更協定を締結したので、議会の議決を求める。

令和8年2月6日提出

広陵町長　吉　村　裕　之

記

変更協定の相手方

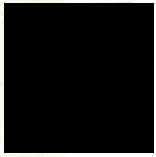
百済区

同代表者　百済北区長　藤本　清隆

百済区

同代表者　百済南区長　廣中　嘉隆





## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継 施設活用等に関する協定書の変更協定書

(令和4年1月26日締結の「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」及び令和6年11月11日締結の「協定事項の変更に関する合意書」の見直し)

## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の変更協定書

大字百濟区（代表者 百濟北区長 藤本 清隆及び百濟南区長 廣中 嘉隆 以下「甲」という。）と、広陵町（代表者 広陵町長 吉村 裕之 以下「乙」という。）は、令和4年1月26日付けで締結し、令和6年11月11日付け「協定事項の変更に関する合意書」により一部変更した「広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、現リーセンターを令和11年度末までに解体工事に着手する乙の方針を踏まえ、下記のとおり変更する。

### 記

#### （目的）

第1条 本協定は、現リーセンター（以下「現施設」という。）の解体工事が令和11年度末までに着手されることを踏まえ、現施設の中継施設としての活用内容、環境整備及び環境整備費の取扱い等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （現施設の活用期間）

第2条 現施設のまほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電ごみ、リサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）及び有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）につき、また乙が乙の資源ごみ（紙類、布類）及び一般家庭等からの持込ごみにつき、それぞれ積み替えるための中継施設としての活用期間は、本施設南側に整備する新たなごみ中継施設の供用開始前日をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の新たなごみ中継施設の供用開始及び現施設の解体工事について令和11年度末までに着手するものとする。

#### （現施設に搬入されるごみの取扱い）

第3条 現施設に搬入し積替えを行うごみの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 広陵町及び安堵町の不燃ごみ
- (2) 広陵町及び安堵町の粗大ごみ
- (3) 広陵町及び安堵町の小型家電ごみ
- (4) 広陵町及び安堵町のリサイクル素材（空き缶、空きビン、ペットボトル）
- (5) 広陵町及び安堵町の有害ごみ（電球、蛍光灯類、電池類等）
- (6) 広陵町の資源ごみ（紙類、布類）
- (7) 広陵町の一般家庭等からの持込ごみ

2 前項に掲げるもの以外のごみについて、現施設への搬入の必要が生じた場合は、乙は甲に遅滞なくその旨を報告するものとする。

(環境整備)

第4条 乙は、平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」(以下「平成17年協定」という。)第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 乙は前項の未了事業について、甲が内容の変更又は別事業への振替を希望する場合は、甲乙協議の上、合意を形成し実施するものとする。

(環境整備費の支払)

第5条 乙が地元及び周辺大字に対して支払う環境整備費については、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設が供用開始された結果、現施設へのごみ搬入量が減少することを考慮し、令和7年10月1日から現施設の解体が終了する日までの間、原協定書に基づき令和6年度に支払われていた環境整備費の額に100分の30を乗じて算定して得た額とする。

(安全の確保)

第6条 乙は、現施設の運営にあたり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により公害監視委員会として設置し、令和4年に名称変更したごみ対策委員会は現施設の活用が終了する日まで継続するものとする。

(跡地の利活用)

第7条 乙は、現施設の解体後の跡地利活用について、平成17年協定第9条第2項に定める広陵町ごみ処理町民会議から令和6年3月21日に提言を受けたことに伴い、令和9年3月20日までに決定するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化及び資源化に努めるものとする。

(原協定書の廃止)

第9条 甲及び乙は、本協定書の成立をもって、原協定書を廃止することに合意するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(議会の議決)

第11条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決があった日から効力を生ずる。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年1月16日

甲

百済区

代表者 百済北区長

藤本清隆

百済区

代表者 百済南区長

廣中嘉隆

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

吉村裕之



立会人 広陵町議会議長

石 祐一



